

## 社会福祉法人百萬遍ともいき会 役員等報酬支給基準

### (目的)

第1 この基準は、社会福祉法人百萬遍ともいき会（以下「本法人」という）の定款第8条および第21条に定める評議員ならびに理事および監事への報酬の支給について定める。

### (支給の基準)

第2 定款に定める報酬は、次の場合に支給する。

- 2 評議員ならびに理事および監事が、評議員会および理事会への出席を行ったとき。
- 3 園の運営上の必要により、理事長が業務を依頼したとき。

### (支給額)

第3 第2の2および3に定めた出席および業務の1回（1日以内に継続して行う時は1回として扱う）につき5,000円を支給する。

- 2 第2の2および3に定めた項目以外で、報酬を支給することが必要と判断された事例についての支給の可否、および第3の1に定めた報酬額を越えて支給することが適当と判断される場合の報酬額は、評議員会で個別に決定する。

### (改正)

第4 この基準の改正は評議員会がおこなう。

### 付則

- 1 この基準は、平成29年6月22日から施行する。